

「相談支援事業所 リベルテ 計画相談支援・障害児相談支援 利用契約」重要事項説明書

（令和6年4月1日 現在）

この重要事項説明書は、当事業所が提供する計画相談支援サービス・障害児相談支援サービス（以下「計画相談支援サービス等」という。）について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条に基づき、障害者総合支援法による当事業所の概要やサービス内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 共済福祉会
所在地	静岡県田方郡函南町平井717-2
電話番号	055-978-4100
代表者氏名	理事長 志村 幸洋
設立年月日	昭和46年4月1日

2. ご利用事業所

事業の種類	特定相談支援事業（計画相談支援）・障害児相談支援事業
事業所の名称 (事業所番号)	相談支援事業所 リベルテ ・計画相談支援 令和6年4月1日指定 函南町2230300010号 ・障害児相談支援 令和6年4月1日指定 函南町2270300011号
事業所の目的	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、利用者又は利用者の家族選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
所在地	静岡県田方郡函南町平井717-2
電話番号/FAX番号	055-978-4187/055-978-1531
管理者	竹村 夏絵
事業所の運営方針について	関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携による総合的なサービスの提供、利用者の立場に立った公正中立につと

	しえん しつ ひょうか おこな め、支援の質、評価を行う。
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成14年4月1日
じぎょうしょ へいせつ しせつ 事業所が併設している施設	していしょうがいしゃしえんしせつ いすらいふけあホーム 平成20年4月1日指定 静岡県2210300071号

3. 事業実施地域および営業時間

じぎょうじっしちいき 事業実施地域	かなみちょう みしまし しみずちょう ながいずみちょう 函南町、三島市、清水町、長泉町 ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合があります。
えいぎょうび 営業日	げつ きんようび 月～金曜日 ただ しゅくさいじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち のぞ 但し、祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
えいぎょうじかん 営業時間	8：30～17：20

☆上記、営業日、営業時間外は留守番電話転送により相談を受け付けます。

4. 事業所設備の概要

(1) 設備の概要

しせつせつび しゅるい 施設設備の種類	へやすう 部屋数	びこう 備考
じむしつ 事務室	しつ 1室	かい 2F
そうだんしつ 相談室	しつ 1室	かい 1F

当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらの利用については、利用者に特別ご負担いただく費用はありません。

5. 職員の配置状況

しよくしゆ 職種	じょうきんかんさん 常勤換算	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	していきじゆん 指定基準
かんにりしゃ けん しゆにんそうだんしえんせんもんいん 管理者 兼 主任相談支援専門員	1	1		1
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	いじょう 3以上	いじょう 3以上		1

当事業所では、利用者に対して計画相談支援サービス等を提供する職員として、上記の職員を配置しています。

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

れい しゅう じかん きんむ しょくいん めい ばあい じょうきんかんさん めい じかん めい じかん めい
 (例) 週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。(8時間×5名÷40時間=1名)

おも しょくしゅ きんむだいせい
 <主な職種の勤務体制>

しょくしゅ 職種	きんむだいせい 勤務体制
そうだんしえんせんもんいん ・相談支援専門員	ひょうじゆんてき じかんだい さいていはいちじんいん 標準的な時間帯における最低配置人員 にっちゅう めい 日中： 8：30～17：20 1名

だいしやうしや
 6. 対象者

- しんだいしやうがいしや さいいじやう ちてきしやうがいしや さいいじやう せいしんしやうがいしや さいいじやう
 ・身体障害者（18歳以上） ・知的障害者（18歳以上） ・精神障害者（18歳以上）
- なんびやうとうだいしやうしや しょうがいじ
 ・難病等対象者 ・障害児

とうじやうしよ ていきやう さーびすないやう
 7. 当事業所が提供するサービス内容

- ① そうだんしえんせんもんいん りやうしや きやたくとう ほうもん りやうしやおよ かぞく めんせつ りやうしやおよ かぞく い か
 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者及び家族（以下
 りやうしやとう お じやうきやう りやうしや きほう せいかつ かいけつ かだいとう はあく
 「利用者等」という。）の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- ② そうだんしえんせんもんいん さーびすとりやうけいかく しょうがいじしえんりやうけいかく い か りやうけいかく さくせい かいし
 相談支援専門員は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「利用計画」という。）の作成の開始
 にあたって、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容や情報を適正
 どうがいちいき していしょうがいふくし さーびすじざうしやとう かん さーびす ないやう じやうほう てきせい
 に利用者等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- ③ そうだんしえんせんもんいん りやうしや しんしん じやうきやう お かんきやうとう おう りやうしやとう せんたく もと
 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づ
 てきせつ ほけん いりやう ふくし しゅうろうしえん きやういくとう さーびす い か ふくし さーびすとう
 き、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、
 たやう じざうしや そうごうてき こうりつてき ていきやう はいりよ
 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ④ そうだんしえんせんもんいん ていきやう ふくし さーびすとう もくひやうおよ たっせいじき ふくし さーびすとう しゆるい ないやう
 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、
 およ りやうなら ふくし さーびすとう ていきやう うえ りゆういじこう きさい りやうけいかく げんあん さくせい
 及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項を記載した利用計画の原案を作成します。
- ⑤ そうだんしえんせんもんいん ぜんこう さくせい りやうけいかく げんあん ないやう けいかく いちづ ふくし さーびすとう
 相談支援専門員は、前項で作成した利用計画の原案の内容について、計画に位置付けた福祉サービス等の
 たんとうしや しょうしゅう さーびすたんとうしやかいぎ かいさい かいぎ げんあん ないやう せつめい たんとうしや
 担当者を招集してサービス担当者会議を開催します。会議で原案の内容を説明するとともに担当者か
 せんもんでき けんち いけん もと りやうしやおよ かぞく たい せつめい ぶんしよ どうい え うえ りやう
 ら専門的な見地からの意見を求め、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、利用
 けいかく かんせい りやうしやとう ふくし さーびすとう たんとうしや こうふ
 計画を完成し、利用者等や福祉サービス等の担当者に交付するものとします。
- ⑥ じざうしや りやうけいかくさくせいご りやうしやおよ かぞくとう ふくし さーびすとう じざうしやとう ほうこく う
 事業者は、利用計画作成後は利用者及びその家族等もしくは福祉サービス等の事業者等から報告を受け、
 けいか はあく
 経過を把握します。
- ⑦ りやうけいかく もくひやう そ さーびす ていきやう ふくし さーびすとう じざうしやとう れんらくちやうせい おこな
 利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行
 います。

⑧ 当事業所が「利用者負担上限額管理事業所」となった時は、その期間内、指定障害福祉サービス等の利用者負担額合計を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

⑨ 支給決定の有効期間内において、モニタリング期間ごと福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な支援を行います。

⑩ 利用者が利用計画の変更を希望した場合、または事業者が利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、利用計画を変更します。

8. 利用料金（契約書第4条参照）

サービス利用料金（1月あたり）

下記の料金表によって、利用者の計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費を代理受領させていただきます。利用者の負担はありません。

基本部分	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2,014単位/月
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,761単位/月
	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,201単位/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896単位/月

体制等加算	主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300単位/月
	行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月
	要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月
	精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月
	高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位/月
	ピアサポート体制加算	100単位/月

各種加算	利用者負担上限額管理加算 ※月1回を限度	150単位/回	
	初回加算	（計画相談支援）	300単位/回
		（障害児相談支援）	500単位/回
	入院時情報連携加算	（Ⅰ）医療機関を訪問して情報提供	300単位/月
（Ⅱ）訪問以外の方法で情報提供		150単位/月	

たいいん たいしょかさん かい げんと 退院・退所加算 ※3回を限度		たんい かい 300単位/回
きょたくかいごしえんじぎょうしょうとうれんけいかさん 居宅介護支援事業所等連携加算	じょうほうていきょういがい 情報提供以外	たんい つき 300単位/月
けいかくそうだんしえん (計画相談支援)	じょうほうていきょう 情報提供	たんい つき 150単位/月
ほいく きょういくとういこうしえんかさん 保育・教育等移行支援加算	じょうほうていきょういがい 情報提供以外	たんい つき 300単位/月
しょうがいじぞうだんしえん (障害児相談支援)	じょうほうていきょう 情報提供	たんい つき 150単位/月
いりょう ほいく きょういくきかんとれんけいかさん 医療・保育・教育機関等連携加算	めんだん もにたりんぐつき つき かい げんと 面談(モニタリング月) ※月1回を限度	たんい つき 300単位/月
	つういんどうこう つき かい げんと 通院同行 ※月3回を限度	たんい かい 300単位/回
	めんだん けいかくさくせいづき つき かい げんと 面談(計画作成月) ※月1回を限度	たんい つき 200単位/月
	じょうほうていきょう つき かい げんと 情報提供 ※月1回を限度	たんい かい 150単位/回
しゅうちゅうしえんかさん 集中支援加算	ほうもん かいぎかいさい さんか つき かい げんと 訪問、会議開催・参加 ※月1回を限度	たんい つき 300単位/月
	つういんどうこう つき かい げんと 通院同行 ※月3回を限度	たんい かい 300単位/回
	じょうほうていきょう つき かい げんと 情報提供 ※月1回を限度	たんい 150単位/回
さーびす だんとうしゃかいぎじっしあさん サービス担当者会議実施加算		たんい つき 100単位/月
さーびす 提供時モニタリング加算		たんい つき 100単位/月
ちいきせいかつしえんきよてんどうぞうだんきょうかかさん つき かい げんと 地域生活支援拠点等相談強化加算 ※月4回を限度		たんい かい 700単位/回
ちいきたいせいきょうかきょうどうしえんかさん つき かい げんと 地域体制強化共同支援加算 ※月1回を限度		たんい かい 2,000単位/回
ちいきせいかつしえんきよてんどうきのうきょうかかさん 地域生活支援拠点等機能強化加算		たんい つき 500単位/月

じぎょうしょしよざいち かなみちよう こうせいらうどうだいじん さだ ちいきくふん きゆうち たんい えん
※事業所所在地である函南町は厚生労働大臣が定める地域区分において、「7級地」であるため1単位10.18円
となります。

9. サービスの利用に関する留意事項

さーびす 提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第6条6項参照)

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人共済福祉会個人情報保護に対する基本方針に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者及びその家族等の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複製料などの諸費用は、利用者及びその家族等の負担となります。) 保存期間は、
契約日から5年間です。

① 閲覧、複写ができる窓口業務時間

受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 8:30～17:20 複写料 10円/枚

②利用者の記録や情報は、「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に
基づき個人情報の取り扱いを行っています。

③当事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な
理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

④当事業所は、重要事項説明書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する
情報を提供することがあります。

- I. 障害支援区分認定調査・介護保険認定調査等について、関係する都道府県、市町村、付属機関及び
その委託を受けた機関が情報提供を求めた場合。
- II. 主治医等が治療に要する目的で情報提供や報告を求めた場合。
- III. サービス担当者会議等において情報提供が必要な場合。
- IV. 地域自立支援協議会等において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合。
- V. 利用者のサービス利用終了等に伴って、継続した福祉サービス等を利用する上での情報提供
を用いる必要がある場合。

⑤当事業所は、社会福祉士等の実習生を受け入れておりますが、知り得た利用者及びその家族等に関する
秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないよう事前説明の上、秘密保持に関わる誓約書を交わしています。

1.1. ハラスメント、その他著しい迷惑行為について

利用者及びご家族が職員に対して、ハラスメントやその他著しい迷惑行為を繰り返し行った場合、協議
の上で契約解除になることがあります。

1.2. 損害賠償保険への加入(契約書第7条参照)

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン 保険名 しせつの損害補償

補償の概要 社会福祉施設(事業所職員も含む)が賠償責任を負った場合の補償

1.3. 苦情の受付について(契約書第12条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、
 利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

きゃくさまそうだんかかり お客様相談係 くじょううけつけまどぐち たんとしや 苦情受付窓口（担当者）	かんりしや しゆにんそうだんしえんせんもんいん たけむら なつえ 管理者・主任相談支援専門員 竹村 夏絵
くじょうかいけつせきにんしや 苦情解決責任者	しょうがいしやふくしむちよう ささき しょうぞう 障害者福祉部長 佐々木 省三
うけつけじかん 受付時間	げつ きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ 月～金曜日 8：30～17：20（祝日、年末年始は除く）

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

だいさんしやいいんいちらん
 <第三者委員一覧>

しめい 氏名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
だいさんしやいいん いしはし なほこ 第三者委員 石橋 菜穂子	かんなみちようおおたけ 函南町大竹20-1	055-944-6644
だいさんしやいいん やまだ のぶあき 第三者委員 山田 信昭	かんなみちようはだけ 函南町畑毛417-6	055-979-3590
だいさんしやいいん おおかわ ぶんかす 第三者委員 大川 文和	かんなみちようひらい 函南町平井717-28	055-978-9288

(3) 行政機関その他苦情受付機関

きかんめい 機関名	じゅうしょ 住所	でんわばんごう ふあつくす 電話番号・FAX
しずおかけんしやかいふくしきょうぎかい 静岡県社会福祉協議会 うんえいできせいかいいいんかい (運営適正化委員会)	しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70	054-653-0840

1.4. 虐待防止に関する相談窓口

まどぐちたんとしや 窓口担当者	かんりしや しゆにんそうだんしえんせんもんいん たけむら なつえ 管理者・主任相談支援専門員 竹村 夏絵
ぎゃくだいぼうし かか せきにんしや 虐待防止に関わる責任者	しょうがいしやふくしむちよう ささき しょうぞう 障害者福祉部長 佐々木 省三
うけつけじかん 受付時間	げつ きんようび しゆくじつ ねんまつねんし のぞ 月～金曜日 8:30～17:20（祝日、年末年始は除く）

ねん がつ にち
年 月 日

けいかくそうだんしえんさーびすとう ていきょうかいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
計画相談支援サービス等の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい そくだんしえんじぎょうしよ りべるて
<事業所名> 相談支援事業所 リベルテ

せつめいしやくめい そうだんしえんせんもんいん しめい いん
<説明者職名> 相談支援専門員 氏名 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしや じゅうようじこう せつめい う けいかくそうだんしえんさーびすとう ていきょうかいし どうい
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援サービス等の提供開始に同意し
ました。

りようしや
利用者

じゅうしよ
<住所>

しめい いん
<氏名> 印

だいひつしや ぼごしや
代筆者（保護者）

じゅうしよ
<住所>

しめい いん
<氏名> 印

りようしや つづきから
<利用者との続柄>

じゅうようじこうせつめいしよ こうせいろうどうしやうれいだい こう こう へいせい ねん がつ にち だい じょう きてい もと
※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号及び29号（平成24年3月13日）第5条の規程に基づ
き、利用者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。